

## 受託水道業務技術管理者変更報告書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所 注 1)  
設置者  
氏名 注 1)

水道法第 24 条の 3 第 3 項（水道法第 31 条において準用する第 24 条の 3 第 3 項・水道法第 34 条において準用する第 24 条の 3 第 3 項）の規定による受託水道業務技術管理者を下記のとおり変更したので報告する。

### 記

- 1 水道事業（水道用水供給事業・専用水道）の名称
- 2 受託水道業務技術者変更年月日
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名  
(新)  
(旧)
- 4 受託水道業務技術管理者の資格  
水道法施行令第 7 条第 1 項第 号該当  
水道法施行規則第 14 条第 号該当  
水道法第 25 条第 1 項の特例適用  
水道法第 34 条第 2 項の特例適用

注 1) 住所氏名において、法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載する。

注 2) 資格に関する法令

水道法施行令第 7 条（水道技術者の資格） 水道法第 25 条第 1 項（簡易水道事業に関する特例）

水道法施行規則第 14 条（水道技術者の資格） 水道法第 34 条（準用）2 項